

資料5 公正取引委員会の取組



インボイス制度の実施に向けた 公正取引委員会の取組

令和5年8月25日

第1 独占禁止法・下請法上の考え方

- 1. インボイスQ & Aの公表・周知 1・2
- 2. インボイス制度の実施に関連した相談対応 3・4

第2 独占禁止法・下請法に基づく対応

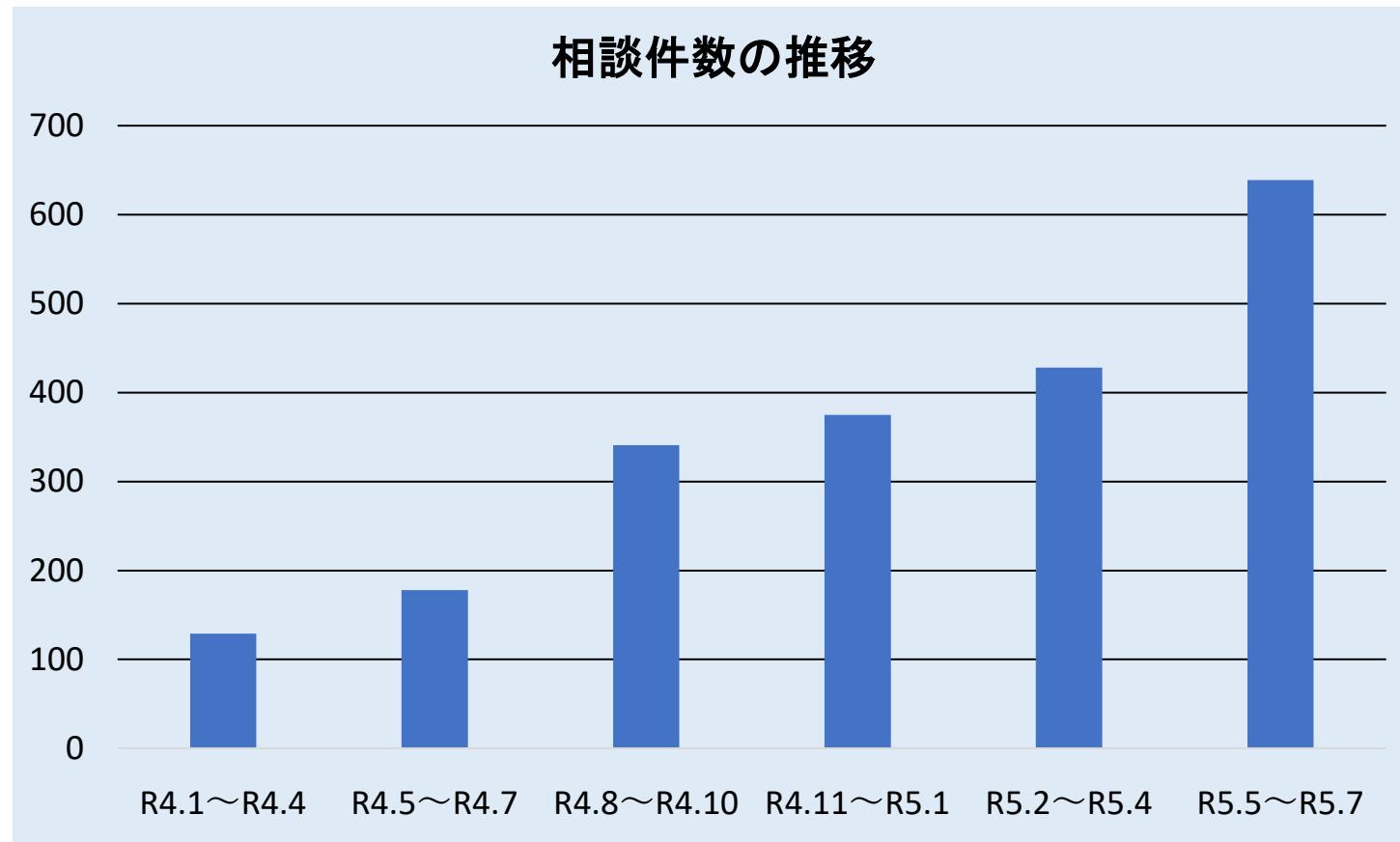
- 1. 書面調査を通じた情報収集 5
- 2. インボイス制度の実施に関連した注意事例 6

第3 今後に向けて

7

2. インボイス制度の実施に関する相談対応

- インボイス制度の実施に関する相談に対し、インボイスQ & Aの考え方方に沿って丁寧に対応している。
- 公正取引委員会は、インボイスQ & Aを公表した令和4年1月以降、約2000件（令和5年7月末時点）の相談に対応しており、相談件数は、増加傾向にある。



※相談については、発注者側、受注者側などの立場を問わず、幅広い者から受け付けている。

2. インボイス制度の実施に関連した相談対応(具体的な相談事例)

- 公正取引委員会は、相談者以外にも参考になると考えられる主要な相談事例の概要を取りまとめており、インボイス制度の実施に関連した相談事例も公表している。

＜相談事例①＞ 協同組合が、組合員と免税取引先との取引において、組合員が消費税相当額を負担しないことを決定すること(令和5年6月公表)

- 農作物 α の加工事業者を組合員とする協同組合が、組合員が免税取引先から農作物 α を仕入れる場合に当該取引先に対して消費税相当額を負担しないことを決定することは、独占禁止法上問題となるおそれがある。

＜相談事例②＞ 協同組合の行うチケット事業において、免税組合員に対して従来のチケット換金手数料に加え消費税相当額として仕入税額控除に係る経過措置を考慮しない金額を徴収すること(令和5年6月公表)

- 運送業務を営む事業者を組合員とする協同組合が、共同事業として行うチケット事業において組合員に対してチケット換金手数料を徴収するに当たり、免税組合員に対しては、従来のチケット換金手数料に加え消費税相当額として仕入税額控除に係る経過措置を考慮しない10%分の金額を徴収することは、独占禁止法上問題となるおそれがある。

＜相談事例③＞ 協同組合が委託を受けた運送業務を消費税の免税事業者である組合員に再委託を行う場合に、当該再委託の代金について消費税相当額を差し引いて支払うこと(令和4年6月公表)

- 運送業務を行う事業者を組合員とする協同組合が、共同事業として行う運送業務について、その配分先である組合員が消費税の免税事業者である場合、運送代金から消費税相当額の手数料を別途差し引いて支払うことについて、取引価格の交渉が形式的なものにすぎず、免税事業者との十分な協議を行うことなく、協同組合の都合のみで、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を一方的に設定した場合には、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるおそれがある。

1. 書面調査を通じた情報収集

- 公正取引委員会が実施する各種書面調査において、インボイス制度の実施に関連した設問を追加し、問題となり得る行為の積極的な情報収集を行っている。

I 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査

- 令和5年5月、11万名の発注者及び受注者に対し、調査票を発送。
- 令和5年8月中に、上記受注者からの回答結果を踏まえ、上記以外で調査すべき発注者に対し、追加で調査票を発送予定。

II 下請法の定期書面調査

- 親事業者向けの調査
令和5年6月、8万名の親事業者に対し、調査票を発送。
- 下請事業者向けの調査
今秋、30万名以上の下請事業者に対し、調査票を発送予定。

III 荷主と物流事業者との取引に関する調査

- 荷主向けの調査
今秋、3万名の荷主に対し、調査票を発送予定。
- 物流事業者向けの調査
今冬、4万名の物流事業者に対し、調査票を発送予定。

2. インボイス制度の実施に関する注意事例

- インボイス制度の実施に関する事例として、独占禁止法違反につながるおそれのある事例がみられたため、発注事業者に対し、注意を実施（令和5年7月末時点：18件）。

注意事例の概要

- 経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げると文書で伝えるなど一方的に通告を行った。

【注意した主な事業者及びその取引の相手方】

注意した事業者	取引の相手方
イラスト制作業者	イラストレーター
農産物加工品製造販売業者	農家
ハンドメイドショップ運営事業者	ハンドメイド作家
人材派遣業者	翻訳者・通訳者
電子漫画配信次サービス業者	漫画作家
カルチャー教室運営事業者	カルチャー教室講師
造園工事業者	植木師・庭師
社会保険労務士会	社会保険労務士
家庭教師派遣業者	家庭教師
芸能事務所	ナレーター

第3 今後に向けて

- 公正取引委員会は、インボイス制度の円滑な実施に向け、引き続き、関係省庁・関係団体と連携してインボイスQ & Aや相談窓口の積極的な周知を行うとともに、関係事業者からの個別相談に丁寧に対応し、違反行為の未然防止を図っていく。
- さらに、各種書面調査において収集した情報も活用しつつ、独占禁止法や下請法に違反する行為には、厳正に対処していく。